

県外から移住した方へ 賃貸住宅の家賃等を補助します

普通寺市への移住を促進するために、県外から**令和5年3月31日までに**本市に移住した世帯の民間賃貸住宅の賃借に要する費用の一部を補助します。

補助対象となるのは、①の条件を満たした状態で1年以上市内に居住し、12か月分の家賃を支払った方です。

①補助対象となる条件（以下の条件を全て満たす世帯）

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 市内に永住する又は相当期間生活の本拠地を置くこと。○ 申請者が、市への転入前、3年以上県外に居住していること。○ 次のいずれかに該当する世帯に申請者が属していること<ul style="list-style-type: none">・ 配偶者を含む2人以上の世帯であって、夫婦のいずれかが40歳以下である世帯・ 18歳以下の者を含む2人以上の世帯 （単身世帯は対象外です）○ 日本国籍を有していない世帯員は、出入国管理及び難民認定法その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。 | <ul style="list-style-type: none">○ 世帯員全員が、暴力団等の反社会的勢力の構成員でないこと。○ 世帯員全員が、県税、市税、及びその他市に納付すべき金銭を滞納していないこと。○ 世帯員全員が、過去にこの補助金の交付を受けていないこと。○ 補助金の交付を受けようとする世帯員（申請者）が、公務員でないこと。○ 世帯全員が、普通寺市東京圏UJターン移住支援事業による補助金を受けていないこと。○ 生活保護法に規定する保護又は公的家賃補助を受けていないこと。 |
|--|--|

②補助対象となる住宅

- 申請者本人が契約者となり、移住に際し新たに、借地借家法に規定する賃貸借契約により、賃借する住宅。ただし、**次に掲げる住宅を除きます。**
 - ・ 勤務先の社宅・社員寮、公的賃貸住宅、及び雇用促進住宅。
 - ・ 世帯員の3親等以内の親族が所有する賃貸住宅。

③補助金額・対象期間等

◆住宅家賃補助金

- 補助金額：上限2万円/月
「賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く）－住宅手当等」×1/2
※1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額
- 補助期間：転入した日の属する月の翌月からの24か月間のうち連続する最大**12か月間**を補助対象とします。

◆住宅初期費用補助金

- 補助対象：賃貸借契約締結に関して要した初期費用（礼金、仲介手数料、家賃支払保証料）
- 補助金額：上限6万円
「初期費用の合計額－事業主からの手当」×1/2
※1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額
- ・ 転入した日の属する月の翌月から起算して24か月目までに交付申請をした場合に限り**1回**補助対象とします。

④交付申請の流れ

- ② 善通寺市へ転入…①の条件を満たした状態で1年以上市内に居住し、12か月分の家賃を支払う
- ② 交付申請…申請書兼実績報告書、添付書類を提出する
- ③ 審査・交付決定
- ④ 交付請求…請求書を提出する
- ⑤ 補助金の交付

○申請の受付期間：4月1日～翌1月31日（2・3月は除く）

○申請期限：転入した日の属する月の翌月から起算して24か月目まで

⑤交付申請に必要な書類

- ① 転入前3年以上香川県外に居住していたことを証明する書類（住民票の除票など）
- ② 世帯全員の住民票の写し（続柄を記載）
- ③ 賃貸借契約書のコピー
- ④ 初期費用の合計額と内容が分かる書類のコピー
- ⑤ 家賃と初期費用の支払が完了したことを証する書類のコピー
・・・領収書、通帳のコピー等、支払日・支払先・金額が分かるもの
- ⑥ 善通寺市移住促進家賃等補助金誓約書（様式第2号）
- ⑦ 県税に滞納がないことの証明（世帯全員）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

【問い合わせ先】善通寺市総務部政策課 0877-63-6303

市ホームページ QRコード ⇒

